

地方税財政の現状等③

いわゆる一般財源総額実質同水準ルールについて

- 地方財政については、平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールがある中で、交付団体では、社会保障関係費等の増加に対し、事業の選択と集中など財政運営努力により財源を確保し、対応してきている。

- 財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定) (抄)

II. 具体的な取組

3. 中期財政フレーム

(2) 歳入・歳出両面にわたる取組

③歳出面での取組

財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(中略)

なお、2. (5)の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(平成25年8月8日閣議決定) (抄)

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1. 基本的な取組

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点から踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) (抄)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

(1)集中改革期間と中間評価

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までに、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

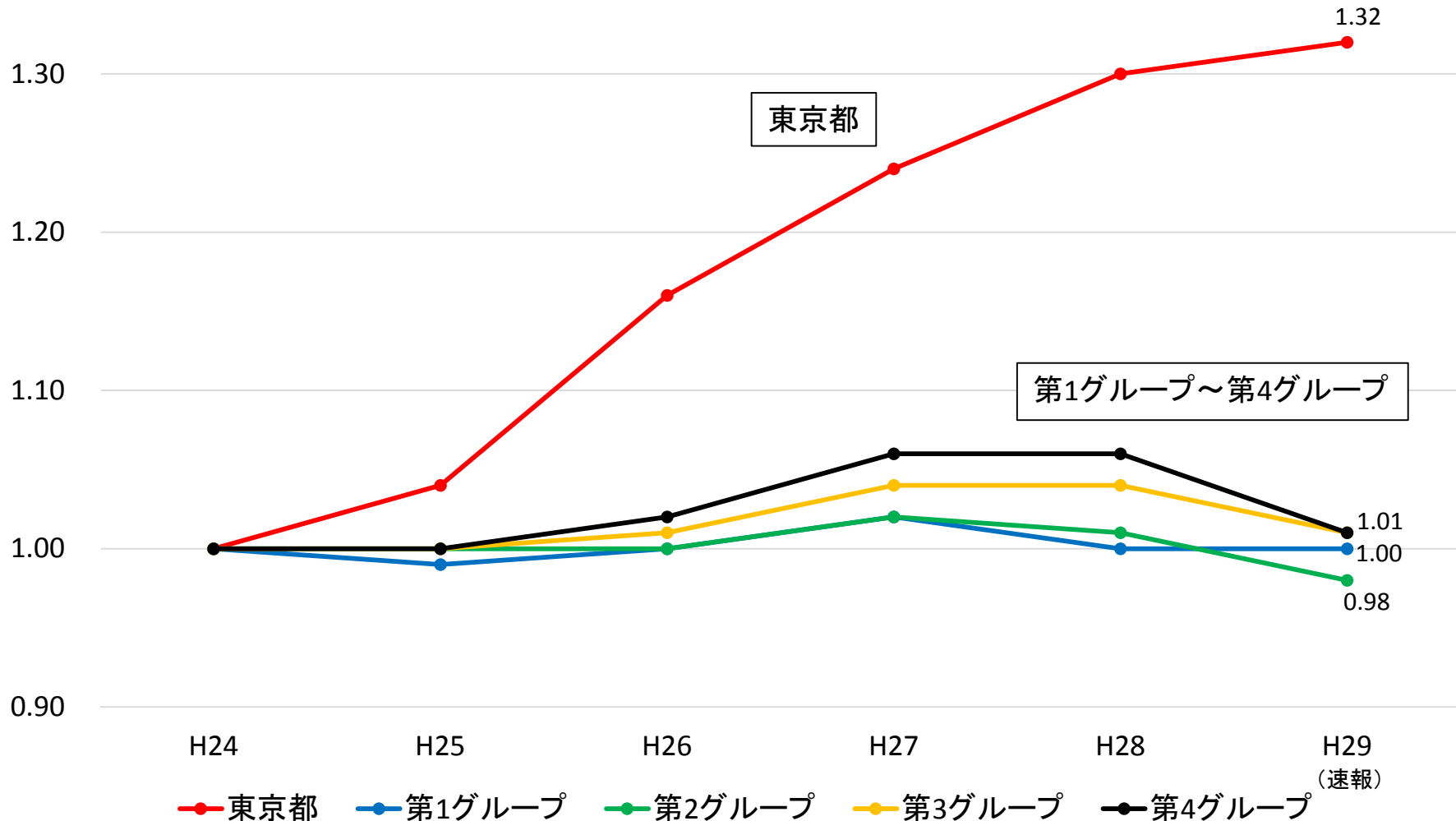
3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み) (抄)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

都道府県の一般財源の推移



※1 H24年度の標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模)を基準として指数化。

※2 H30年度普通交付税算定上の「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した数値で、東京都以外の団体を下記のとおり分類。

第1グループ(0.4未満) : 青森県、岩手県、秋田県、山形県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2グループ(0.4以上0.5未満) : 北海道、新潟県、富山県、福井県、山梨県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、熊本県

第3グループ(0.5以上0.7未満) : 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県

第4グループ(0.7以上) : 埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府

※3 平成29年度については、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う影響がある。

都道府県の人口1人当たり地方税・基金残高・地方債残高(H29決算速報)

○ 不交付団体では、地方税収や基金残高が交付団体に比べ大きく、一方で、地方債残高は交付団体の半分以下となっている状況。

地方税

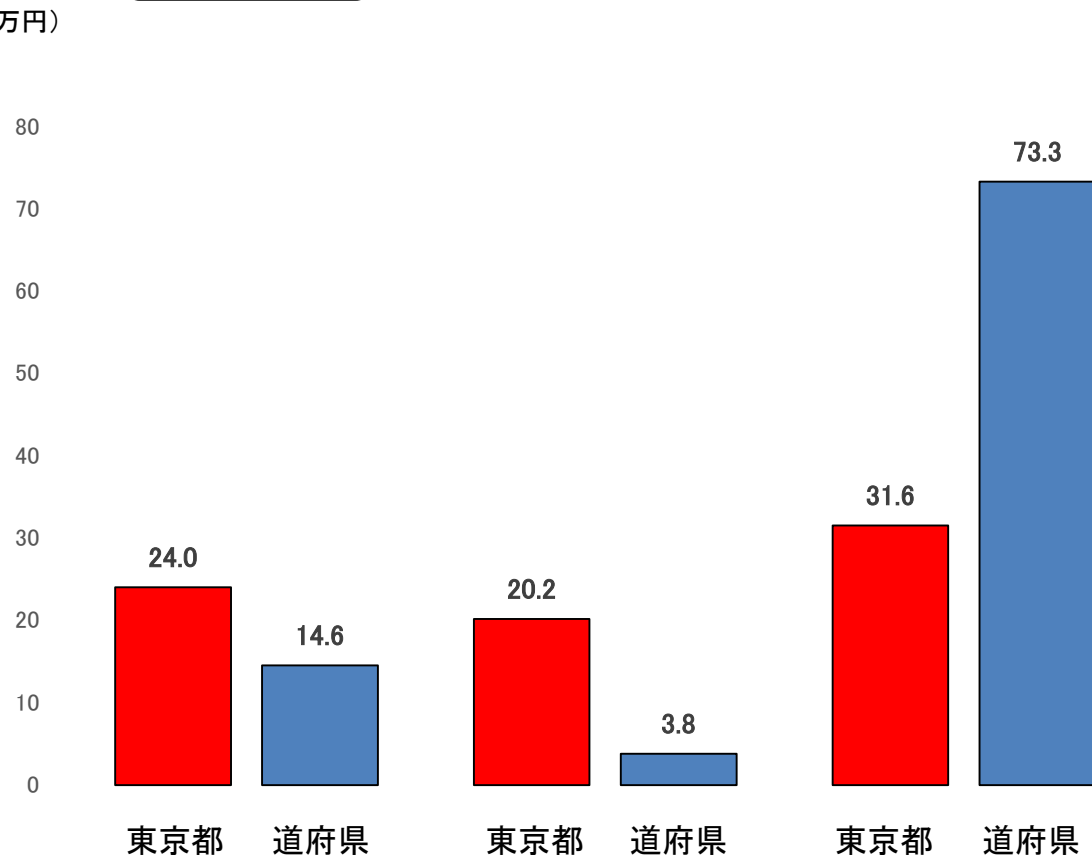
基金残高

地方債残高

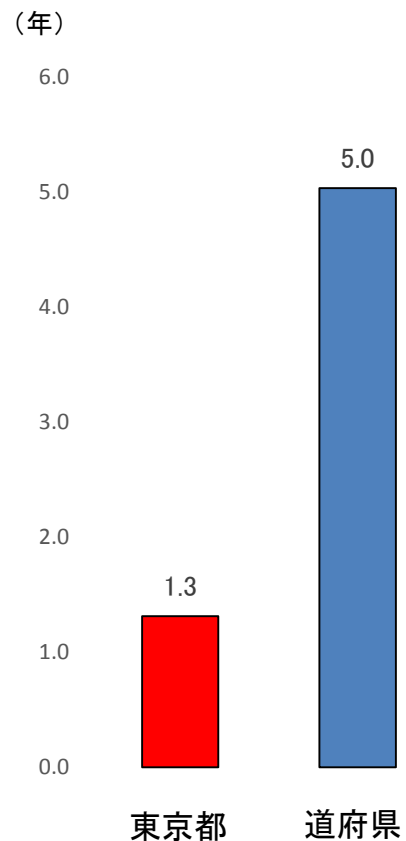
$\frac{\text{地方債残高}}{\text{地方税}}$

$\frac{\text{地方債残高}}{\text{基金残高}}$

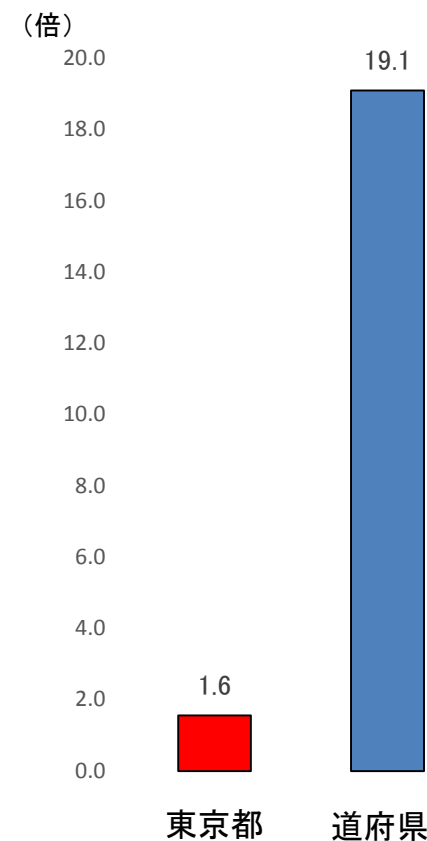
(万円)



(年)



(倍)

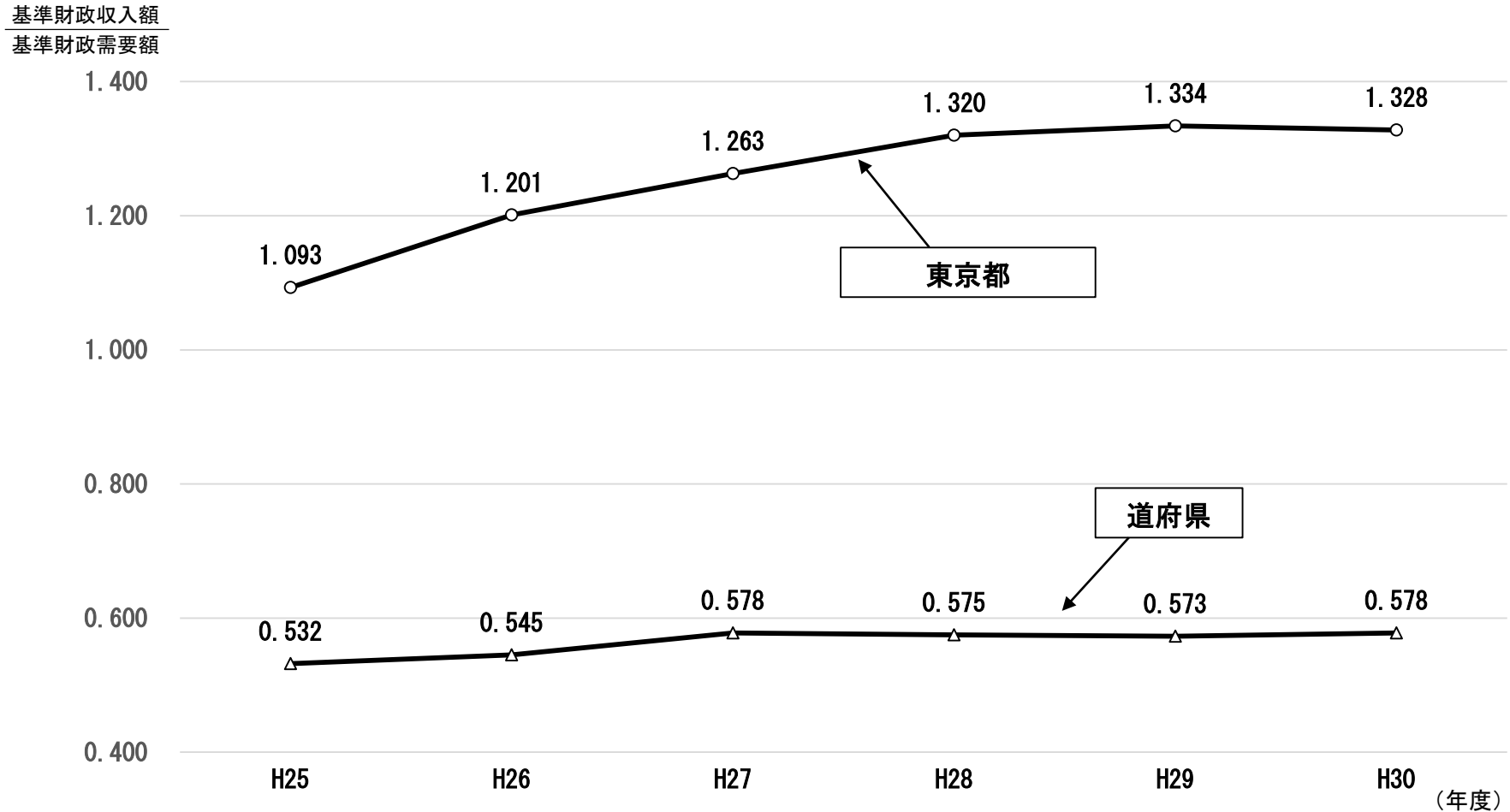


(注) 1 「地方財政状況調査」により作成(平成29年度速報値)。
 2 地方税は、地方税(超過課税及び法定外税を除く)及び地方法人特別譲与税の合計。
 3 東京都の地方税は、特別区において都税として徴収する市町村税相当額を除く。

参 考 资 料

東京都と道府県の財政力の状況の推移（H25～H30）

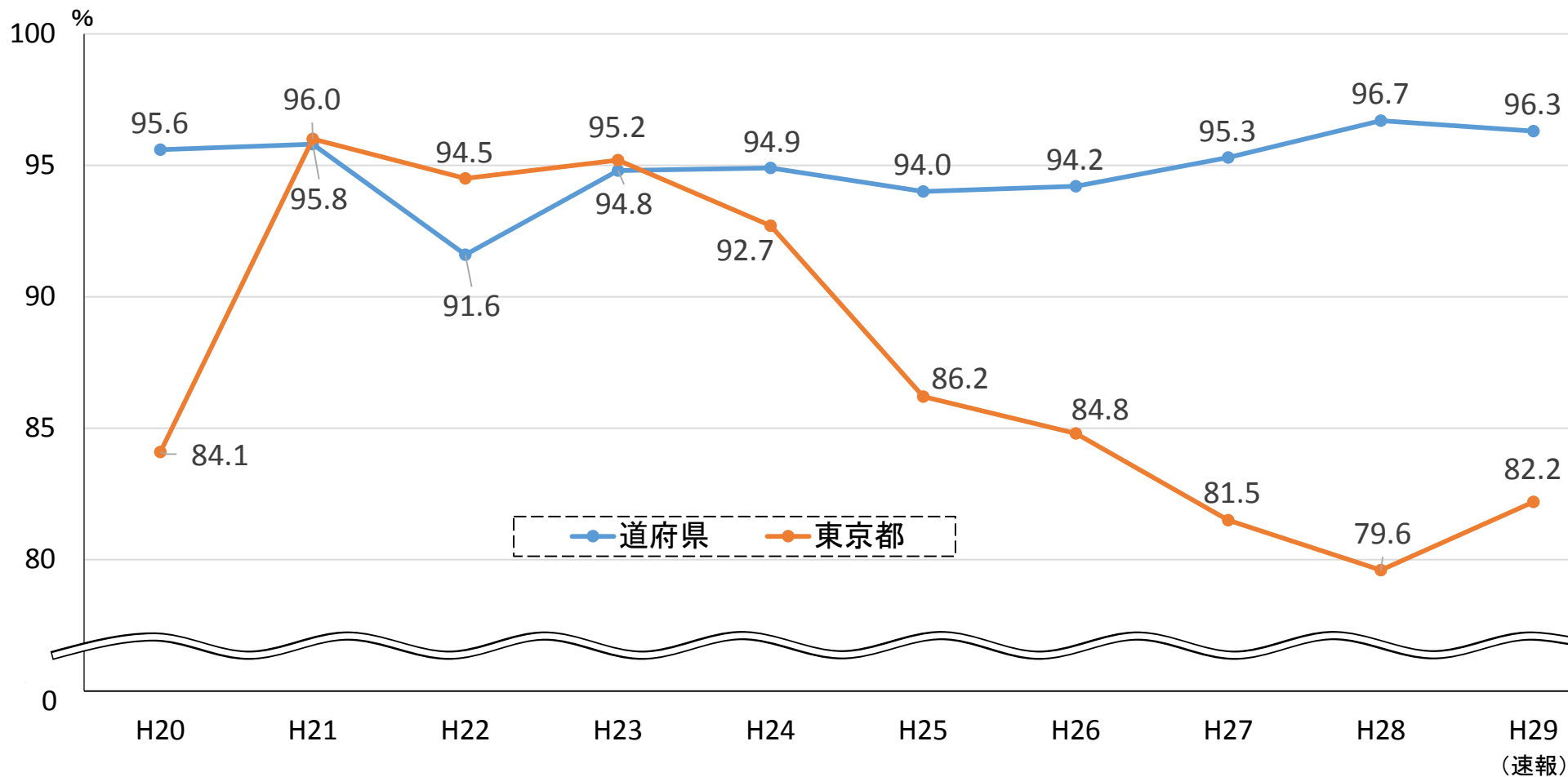
以下は、単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の推移。



- ※1 道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除した得た数値である。
- ※2 東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

経常収支比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「経常収支比率」…一般財源をどれだけ義務的な経費に使っているかを示し、財政構造の弾力性を判断するための指標。（比率が低いほど、財政構造の弾力性が高い。）

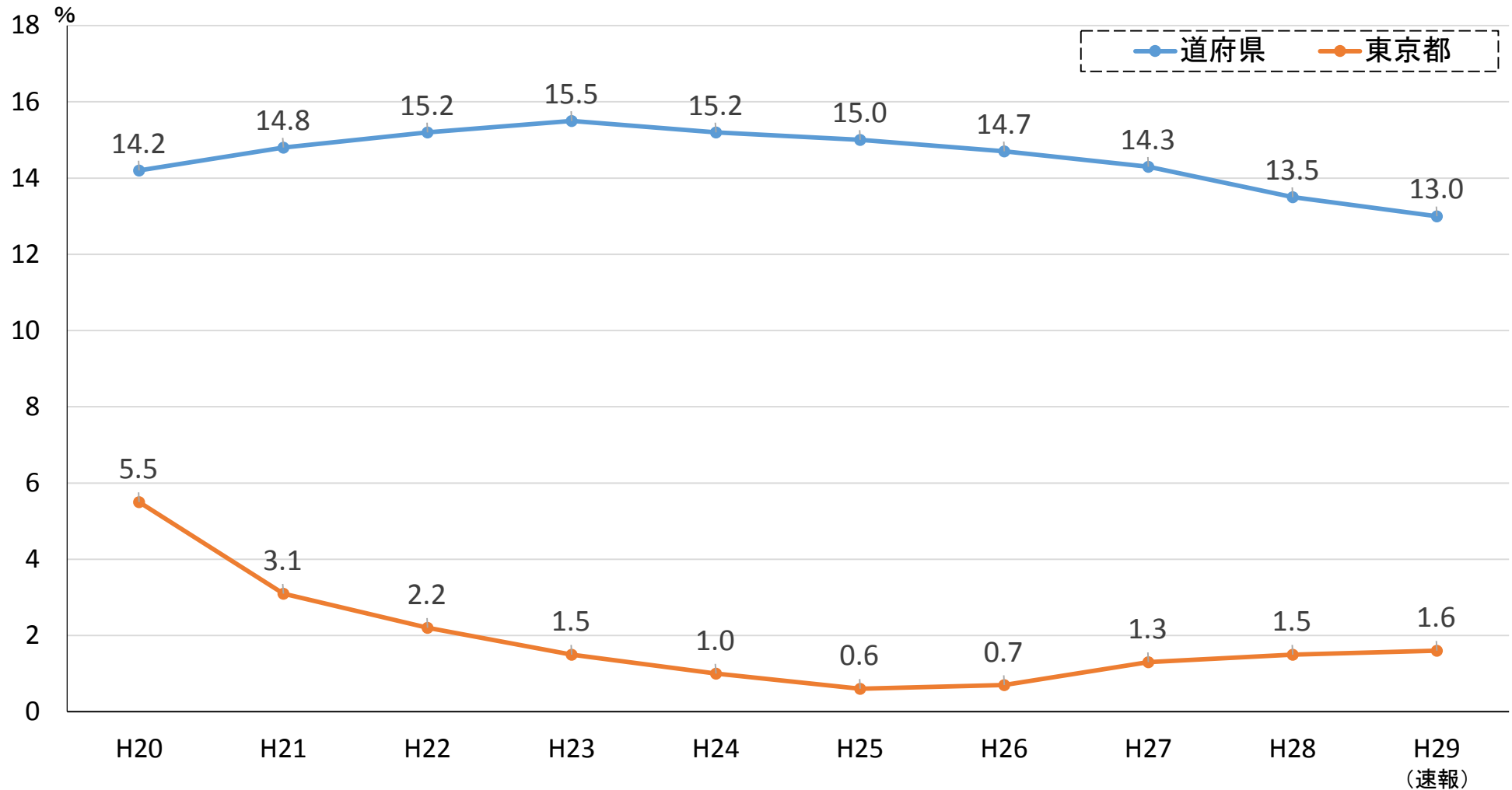


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

実質公債費比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「実質公債費比率」…地方公共団体の普通会計が負担する公債費の標準財政規模に対する割合。

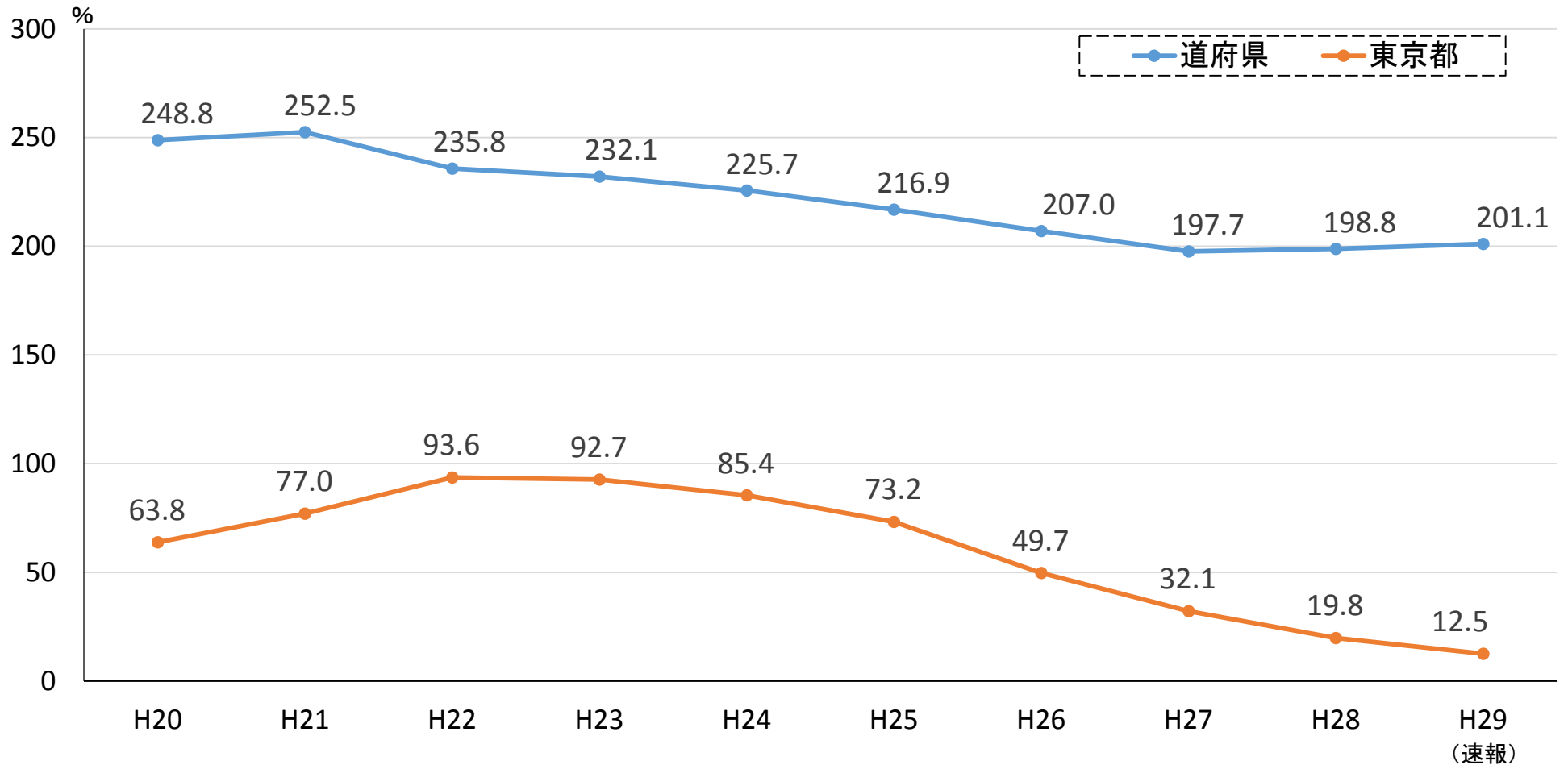


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

将来負担比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

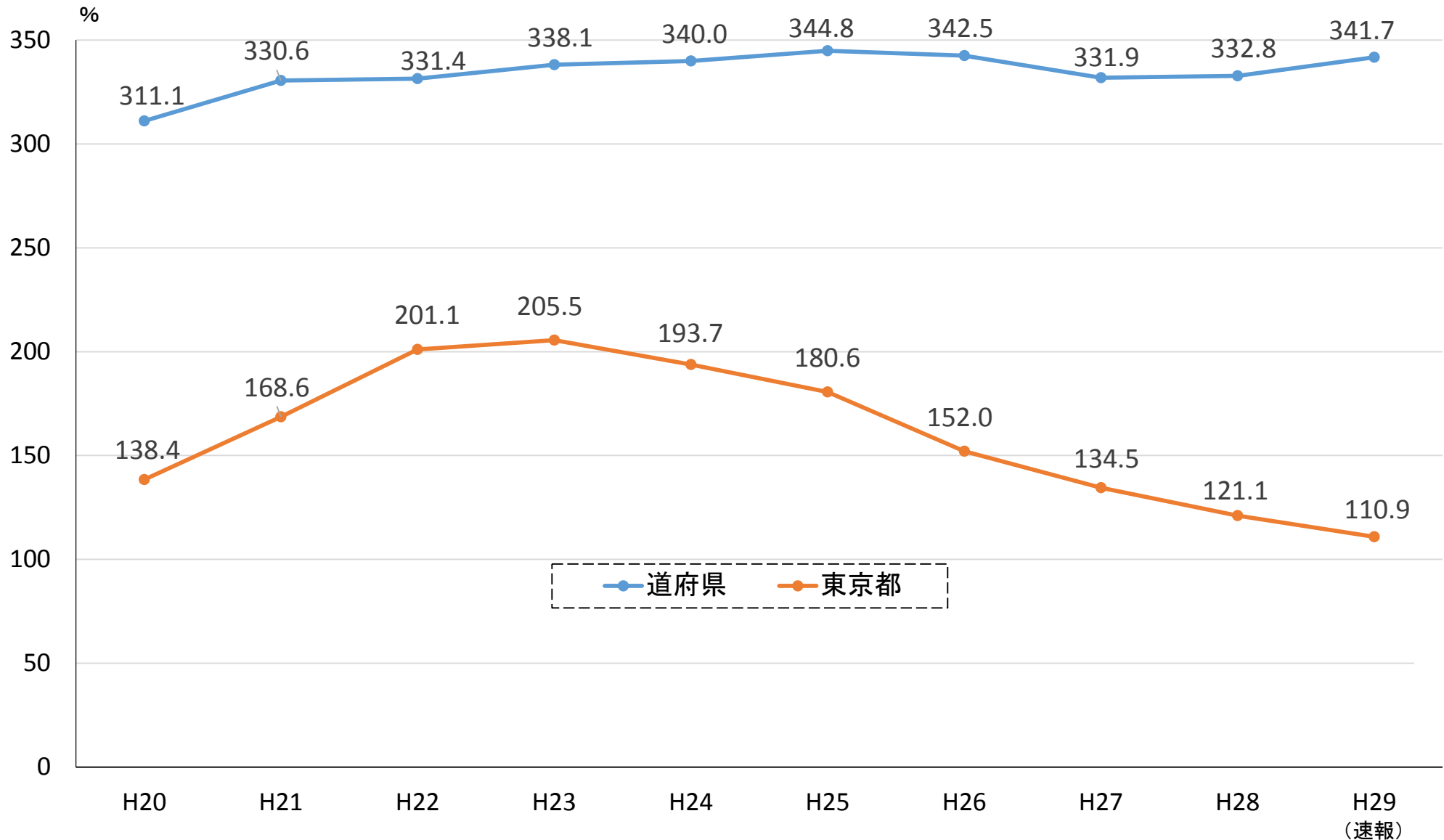
「将来負担比率」…地方公共団体の普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合。



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

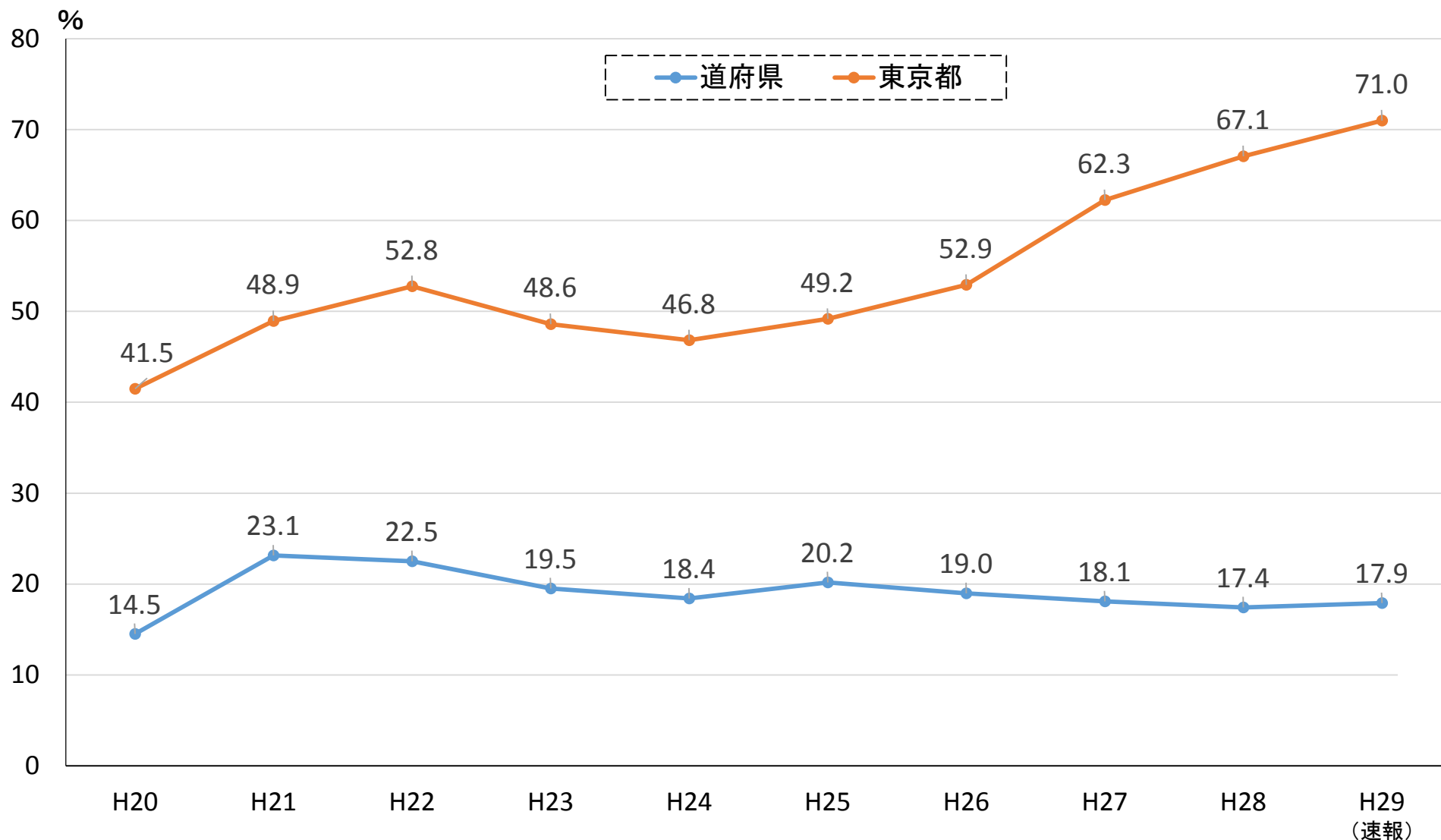
地方債現在高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

基金残高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 基金残高は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合算である。（東日本大震災分及び平成28年熊本地震分を除く。）

※3 道府県の数値は、道府県の加重平均。